

国際井上円了学会規約

(名称)

第1条 本会は「国際井上円了学会」(International Association for Inoue Enryo Research:略称IAIR)と称する。

(目的)

第2条 本会は東洋大学井上円了研究センターの研究活動の一環として、井上円了の生涯や思想、多岐にわたる業績、その歴史的背景等についての国際的な視野に立った多言語による研究を促進し、国際的に発信するとともに、国際的な研究交流の場を開くことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 年次大会・研究会・講演会等の開催
- (2) 海外関連諸学会・諸研究機関との連携・交流
- (3) 年報・会報等の発行
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業

(会員の種別及び資格等)

第4条 本会会員の種別及び会員資格は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 第2条の目的に寄与できる個人
- (2) 団体会員 第2条に掲げる研究に関心のある団体
2. 正会員並びに団体会員は、それぞれ事務局に会員申込書を提出し、理事会の承認を経た者とする。
3. 会員は、年次大会・研究会での発表や年報投稿の権利が与えられ、年報を受け取ることができる。

(退会)

第5条 会員は、次の場合には、退会したものとする。

1. 本人が退会希望を提出し、理事会の承認を受けたとき
2. 本会の名誉を傷つけ、または目的に違反する行為があったと理事会が認めたとき

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 1名
- 理事 若干名

(役員を選任)

第7条 会長は、東洋大学井上円了研究センター長とする。

2. 副会長は、同センターの運営委員の中から会長が指名する。

3. 理事は、同センターの運営委員が兼ねる。
4. 役員の任期は、同センター長の任期に準じる。ただし、再任を妨げない。
5. 会長は、本条第3項の理事の数を超えない範囲で、同センターの運営委員以外の者を理事に加えることができる。当該理事の任期は、本条第4項に準じる。

(役員職務等)

- 第8条 会長は、本会を代表し、理事会、年次大会及び会員総会を招集し、本会の業務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が事故ある時または欠けた時その職務を行う。
 3. 会長、副会長、理事は、理事会を構成し、本会の運営について協議・決定する。

(総会)

- 第9条 総会は、役員及び正会員をもって組織する。
2. 役員は、総会において本会の運営に関する意見を聴くことができる。
 3. 会長は、本会の運営に関する重要事項を総会で報告しなければならない。ただし、合理的理由のあるときはメールの配信をもって当該報告に代えることができる。

(編集委員)

- 第10条 本会に、編集委員を置く。
2. 編集委員は、理事会において選出する。
 3. 編集委員は、年報等の編集、そのための応募論文の査読者の決定を行う。

(幹事)

- 第11条 本会に、幹事を置くことができる。
2. 幹事は、理事会において選出する。
 3. 幹事は、本会の運営についての実務等に携わる。

(規約の改廃)

- 第12条 本規約の改廃は、理事会の審議を参考にして、東洋大学井上円了研究センターの運営委員会で決定する。

附 則

- (1) この規約は、2012年9月15日から施行する。
- (2) 本会の事務局を、下記に設置する。
〒112-8606
東京都文京区白山 5-28-20
東洋大学井上円了研究センター内
国際井上円了学会事務局
- (3) この規約は、2016年4月1日から施行する。
- (4) この規約は、2016年9月16日から施行する。
- (5) この規約は、2018年4月1日から施行する。